

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	一般廃棄物処理手数料の減免	
根拠条例等・条項	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第32条第2項 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第15条第1項	
所 管 課	環境事業部	環境業務課
審 査 基 準	<p>(1) 天災による被害のために市長が免除を必要と認めた地域に居住している者であるとき。 免除(市長が必要と認める期間に限る。)</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者であるとき。 免除</p> <p>(3) 火災に係るり災証明を受けた者であるとき。 免除(その者が事業者である場合にあつては、1回の火災につき15トン又は30立方メートルのいずれも超えない範囲内に限る。家具等の廃棄物の処理等に関するときに限る。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の必要があると認めた者であるとき。 5割減額(市長が特に必要があると認めた場合は、免除)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2週間
	標準処理期間を設定できない理由	